

# 青森県報

第二千二百四十四号

平成十五年  
十月二十七日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 保育士試験の合格者……………
- 知的障害者福祉法による居宅支援事業者の指定……………
- 保安林の指定予定……………
- 公有水面埋立ての免許の出願の要領……………

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………
- 開発行為に関する工事の完了……………

### 出先機関

- 土地改良区の役員の退任……………
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………

## 告 示

青森県告示第六百八十号

平成十五年保育士試験の合格者は、次のとおりであるので、青森県保育士試験規則（昭和三十四年四月青森県規則第三十九号）第七条の規定により告示する。

平成十五年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

受験番号	氏 名	青森県知事
七二	三浦 まり	伊 藤 真 幸 江
一四四	片平 智恵子	永 澤 幸 江
一七七	工藤 幸恵子	石 岡 郁 子
一八六	大木 幸恵子	阿 部 郁 子
一九二	相馬 睦史子	高 山 友 子
二二二	津川 貴史子	高 山 千 華
二二三	田中 美紀子	高 山 千 華
二三一	土田 敬子	高 山 千 華
二三二	梶原 理美子	高 山 千 華
二三六	吉崎 明子	高 山 千 華
二三九	清川 明子	高 山 千 華
二四三	外崎 理恵子	高 山 千 華
二四四	和田 理恵子	高 山 千 華
二五一	和田 理恵子	高 山 千 華

青森県告示第六百八十一号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、次のとおり知的障害者居宅支援事業を行う者を指定したので、同法第十五条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十五年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	知的障害者居宅支援事業を行う事業所	指 定 年 月 日
名 称 三戸郡福祉事務組合	知的障害者居宅支援事業 三戸郡倉石村大字中戸字小渡八の二	平成 一五年・一〇・二〇
主たる所在地 三戸郡五戸町字市川道十文字一の六	三戸郡地域生活支援センター	

青森県告示第六百八十二号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

十和田市大字滝沢字指久保一四五の二、二二〇の一九

二 保安林指定の目的

干害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六百八十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十五年十月二十日公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、青森市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目の一  
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一  
青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

青森市大字六枚橋字磯打二五の五六から二五の一四に至る地先公有水面

2 区域

次の ①の地点から ②の地点までを順次に直線で結んだ線及び ③の地点と ④の地点を結ぶ平成二年二月二十八日付け青森県指令第七四五号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（東京湾中等潮位プラス〇・五五三メートルにより決定）により囲まれた区域

①の地点 青森市大字六枚橋字磯打地内に設置された後潟漁港原点から一四五度一七三メートルの地点

②の地点から七二度八〇・〇七メートルの地点

③の地点から一六二度一四・一四メートルの地点

④の地点から二五二度八〇・〇七メートルの地点

面積

一、一三三・二二平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

青森市大字六枚橋字磯打二四の二から二五の一四に至る地先公有水面

2 区域

次の ⑤の地点から ⑥の地点までを順次に直線で結んだ線及び ⑦の地点と ⑧の地点を結ぶ平成二年二月二十八日付け青森県指令第七四五号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（東京湾中等潮位プラス〇・五五三メートルにより決定）により囲まれた区域

⑤の地点 青森市大字六枚橋字磯打地内に設置された後潟漁港原点から一四三度五九分一六三・四六三メートルの地点

- ①の地点 ⑦の地点から七二度九〇・〇七メートルの地点
- ②の地点 ⑧の地点から一六二度三四・一四メートルの地点
- ③の地点 ⑨の地点から二五二度九〇・〇七メートルの地点
- 面積
- 三、〇七五・〇一平方メートル
- 四 埋立地の用途  
漁港施設用地

公 告

大規模小売店舗の変更の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ベニーマート黒石店  
黒石市ちとせ二丁目一五四外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
紅屋商事株式会社  
青森市新町二丁目五の八  
代表取締役社長 秦勝重
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
紅屋商事株式会社  
青森市新町二丁目五の八  
代表取締役社長 秦勝重
- 四 変更しようとする事項

区 分	大規模小売店舗の営業時間		変更前	変更後	変更年月日
	変更前	変更後			
五 届出年月日 平成十五年十月十日	午後九時三十分から	午後八時三十分から	午後九時	午後九時	平成二五・一〇・二四
六 届出書及び添付書類の縦覧 1 場所 青森県商工労働部経営振興課及び黒石市役所	午後九時三十分から	午後八時三十分から	午後九時	午後九時	
2 期間 平成十五年十月二十七日から平成十六年二月二十七日まで	午後九時三十分から	午後八時三十分から	午後九時	午後九時	
3 時間 午前八時三十分から午後四時四十五分まで	午後九時三十分から	午後八時三十分から	午後九時	午後九時	
七 意見書の提出 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。	午後九時三十分から	午後八時三十分から	午後九時	午後九時	

- 1 提出期限  
平成十六年二月二十七日
- 2 提出先  
青森県商工労働部経営振興課
- 3 記載事項  
(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所  
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
五所川原市大字長橋字橋元二二の一及び二二の五から二二の七二まで	五所川原市字川端町三の六 有限会社東奥宅建
上北郡野辺地町字上川原一の一、一の一の五、一の一の八から一の一の四、一の一の三、一の一の二、一の一の一、一の一の九まで、二二の一から二二の九まで及び二二の一から二二の五まで、字餅栗川原一八の五及び一八の六	上北郡野辺地町字鳴沢八一の七 敦賀俊剛

出 先 機 関

土地改良区の役員の内退

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、天間林土地改良区から、次のとおり役員の内退があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年十月二十七日

上北地方農林水産事務所長 山 口 真 誉

役員の内退	氏名	住 所	退任の年月日
理事	金澤 馨	上北郡天間林村大字天間館字坪川原二四	平成一五・一〇・一〇

土地改良区の役員の内退

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、むつ山辺沢土地改良区から、次のとおり役員の内退があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年十月二十七日

下北地方農林水産事務所長 澤 田 満

役員の内退	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	佐々木 肇	むつ市大曲三丁目四の六	平成一五・一〇・一六就任
理事	太田 智	金曲二丁目六の二一	〃
理事	室館 政吉	大字田名部字品ノ木三四の一	〃
理事	置指 喜代一	横迎町二丁目三の七	〃
理事	齊藤 秀雄	大曲一丁目八の九	〃
理事	庭瀬 昭文	新町二六の一五	〃
理事	樋山 卯一	〃 一の一九	〃
理事	木村 孝一	金曲二丁目一の二八	〃
理事	津島 勝廣	金曲二丁目一の九	〃
理事	対馬 教孝	大字田名部字内田四二の三七八	〃
理事	柞木田 多吉	金曲二丁目八の一七	〃
理事	小山内 清秀	〃 八の三	〃
理事	熊谷 正治	横迎町一丁目二の二三	〃
理事	白井 二郎	〃 五の六	〃
理事	佐々木 肇	大曲三丁目四の六	一五・一〇・一七退任
理事	太田 智	金曲二丁目六の二一	〃



(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市古川一丁目一七番五  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭